

## 議案第48号

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 罰則（第48条～第50条）</p> <p>附則</p> <p>（無料低額宿泊所の範囲）</p> <p>第3条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかの事項を満たすものであること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 罰則（第48条・第49条）</p> <p>附則</p> <p>（無料低額宿泊所の範囲）</p> <p>第3条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次の各号のいずれかの事項を満たすものであること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>

(事業の停止等)

第42条 市長は、事業者が、前条の規定による命令に違反し、又は被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、若しくは被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業者に対し、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命じることができる。

2 [略]

(適用除外)

第46条 第35条から第37条まで、第41条、第42条及び第48条から第50条までの規定は、法第68条の2の規定による届出をした事業者が行う無料低額宿泊事業については、適用しない。

第49条 第35条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(事業の停止等)

第42条 市長は、事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業者に対し、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命じることができる。

2 [略]

(適用除外)

第46条 第35条から第37条まで、第41条、第42条、第48条及び第49条の規定は、法第68条の2の規定による届出をした事業者が行う無料低額宿泊事業については、適用しない。

(両罰規定)

第49条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する。

## 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。